

(様式第1号)

同意書兼代理納付に関する振込依頼書

年 月 日

伊丹市福祉事務所長
伊丹市会計管理者 様

【家主等】

郵便番号

住 所

氏 名

電 話

生活保護法第37条の2の規定に基づく、保護の方法の特例（代理納付）について、生活保護法に基づく住宅扶助費等の代理納付事務取扱要領（平成26年伊丹市福祉事務所要領第1号。以下「要領」という。）その他の規定に則り、福祉事務所長が決定する事務の取扱いに従うことに同意します。なお、要領第3条及び第4条の規定による決定又は請求を受けても異議を申し立てません。（法令等については裏面を参照）
つきましては、下記のとおり、指定する金融機関の振込先口座に対象世帯に係る住宅扶助費等の振込みを依頼します。

記

1 対象世帯

- ・住 所
- ・世 帯 主 名
- ・代理納付に係る住宅扶助費（月額振込額） 円
- ・代理納付に係る共益費（月額振込額） 円
- ・代理納付開始月 年 月分からの代理納付の開始を希望します。

2 振込先

振込先	銀行・信用金庫 農協・信用組合	預金種別	普通・当座
	口座番号		
	支店（所）・出張所		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	
フリガナ			
口座 名義人	家主等の名義と上記口座名義人が違う場合は、振込名義人の連絡先（電話）を記入してください。		

参 考

<生活保護法>

(保護の方法の特例)

第37条の2 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第31条第3項本文若しくは第33条第4項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第31条第3項ただし書若しくは第5項、第32条第2項、第34条第6項（第34条の2第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第36条第3項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条第2項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第129条第1項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

<生活保護法に基づく住宅扶助費の代理納付事務取扱要領>

(代理納付の方法)

- 第3条 福祉事務所長は、前条に定める対象者の家主等から「同意書兼代理納付に関する振込依頼書」（様式第1号）の提出を受けなければならない。
- 福祉事務所長は、前項の「同意書兼代理納付に関する振込依頼書」を受領したときは、速やかに振込開始月等を決定し「住宅扶助費等代理納付決定通知書」（様式第2号）を家主等に交付するものとする。
 - 福祉事務所長は、保護の停廃止その他やむを得ない理由等により住宅扶助費全額の支給決定ができないときは、住宅扶助費等の代理納付の方法を中止又は中断するものとする。この場合において、福祉事務所長は「代理納付中止（中断）決定通知書」（様式第3号）にその理由を付して家主等に交付しなければならない。
 - 前項の代理納付の中断を決定した場合において、福祉事務所長が再び代理納付による方法が必要であると認めたときは、振込再開月等を決定し「代理納付再開決定通知書」（様式第4号）を家主等に交付するものとする。

(過支給があつた場合の取扱い)

第4条 前条第3項の規定にかかわらず代理納付に係る住宅扶助費又は共益費に過支給が生じたときは、福祉事務所長は、直ちに過支給となつた住宅扶助費又は共益費を返還するよう家主等に請求しなければならない。この場合において、福祉事務所長は「住宅扶助費・共益費返納依頼書」（様式第5号）に戻入通知書兼領収書を添付し家主等に交付するものとする。